

国会での自由討議復活法案

【国会法の改正】

<立法の背景・趣旨>

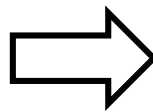
自由討議の制度は、昭和30年に廃止されている。

→ 国会の活性化のため、自由討議の制度を復活させる必要がある。

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも3週間に1回その会議を開くことを要することとする。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでないこととする。

現 行

自由討議について定める規定がない。



改 正 法

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも3週間に1回その会議を開くことを要する。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでない。